

## 入退院調整ルール（コンセンサスブック）の策定から運用 の3か年の取組について

○幡手晶子 井手香 齊藤皆子 救仁郷修（日南保健所）

### I. はじめに

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が重要と言われている。管内は、高齢化率が36%を超えており高齢化が進んでいる地域であり、医療と介護の連携推進は重要な課題となっている。そこで、平成27年度に国のモデル事業である宮崎県医療介護連携調整実証事業として「日南・串間医療圏における入退院調整コンセンサスブック（以下、「コンセンサスブック」とする）」の策定、平成28年度の運用1年目以降は県の退院調整ルール策定・運用事業として2年間取り組んできた。策定から運用まで関係者間で何度も協議を重ね、課題の抽出を行い、医療機関及びケアマネジャー（以下「ケアマネ」とする）の合意（コンセンサス）の元、改訂を行ってきた3か年の取組について報告する。

### II. コンセンサスブックの目的

医療機関とケアマネが確実に情報共有を図るためのルールをまとめ、要介護状態の患者が、病院に入院し自宅や施設に退院するにあたり、医療と介護が連携し、入院時から退院後の生活および療養を支えることを目的とする。

### III. 各協議会への参加者

1. 担当国会議：行政、ケアマネ連絡会、地域包括支援センター（以下「包括」とする）
2. 病院協議会：行政、医療機関、地域アドバイザー
3. ケアマネ協議会：行政、ケアマネ（居宅介護支援事業所、施設、包括）
4. 病院ケアマネ合同協議会：病院協議会及びケアマネ協議会参加者
5. 代表国会議：担当国会議参加者、地域アドバイザー、南那珂医師会会長、  
日南・串間看護協会理事

### IV. 実施内容と結果

#### 1. 策定（平成27年度）

コンセンサスブック作成前に、退院調整ルールの必要性について共通理解を図るため管内のケアマネを対象にケアマネアンケートを実施したところ、入院時にケアマネから医療機関へ書面による情報提供があった割合（以下「入院時情報提供書」提供率）」とする）は42.0%、退院時に医療機関からケアマネへの情報提供があった割合（以下「退院情報提供率」とする）は70.1%であった。その結果をふまえ、ケアマネが対象であるケアマネ協議会、医療機関が対象である病院協議会（以下「各協議会」とする）を開催し、入退院調整の現状と課題について意見交換を行った。次に各協議会の意見をケアマネ及び医療機関が対象である病院ケアマネ合同協議会（以下「合同協議会」とする）で共有、意見交換を実施した。協議により抽出された解決策の中からお互いに合意（コンセンサス）できた内容を“6つのルール”にまとめた。また、そのルールの“ねらい（ポイント）”と、ルールを守るために医療機関及びケアマネ双方が“取り組みたいこと”を明記した「コンセンサスブック Ver.1.0」を作成した。

## 2. 運用1年目（平成28年度）

運用後の状況把握のため平成27年度と同内容のケアマネアンケートを実施し、結果として、「入院時情報提供書」提供率は77.2%（35.2ポイント増）、退院情報提供率は86.7%（16.6ポイント増）で、ともに改善していた。

また、新たにコンセンサスルールと入退院連携調整の評価指標の項目を追加したアンケートをケアマネ及び医療機関に行った。その結果をふまえ、各協議会を開催し、運用後に出てきた課題の解決策について意見交換を行った。両協議会共通の課題から5つの項目（①入退院を繰り返す患者の対応②短期入院時の対応③周知不足④転院時の対応⑤書式）を抽出し、合同協議会で精査した結果、新たに変更が必要な2項目（④転院時の対応⑤書式）が合意された。

また、これまで病院のみ対象としていたが、有床診療所もケアマネと連携していることが分かり、新たにコンセンサスブックの対象とした。

以上の内容を盛り込み「コンセンサスブック Ver.2.0」として改訂を行った。

## 3. 運用2年目（平成29年度）

状況把握のため、評価項目も追加した前年度と同様のアンケート調査を実施したところ、「入院時情報提供書」提供率は87.3%（運用前比較45.3ポイント増）、退院情報提供率は88.0%（運用前比較17.9ポイント増）と更に改善していた。アンケート及び各協議会で出された課題のうち、大半は既にコンセンサスブックに記載された内容を実践すれば解決する内容であった。そのため、合同協議会では、課題を落とし込んだコンセンサスブックを配布し、課題の見極めを行った。新たに改善が必要と判断された3項目（①情報の提出先②情報伝達に要する日数③書式）について合意が得られ、「コンセンサスブック Ver3.0」に改訂を行った。

また、平成30年度から居宅介護支援事業所等の実地指導が市町村へ権限移譲されることから、事務局を保健所の一括体制から、保健所と2市の2局体制とした。ケアマネに係るアンケート調査や協議会等の対応を保健所から2市へ、医療機関の対応及び統括的な事務局は継続して保健所が担うことについて代表者会議メンバーの承認を得られ、平成30年度は新たな体制で運用していくこととした。

## V. 考察

関係者が一堂に会す協議会で、年に一度はコンセンサスブックの目的の再確認を行ってきた。この確認作業を行う意義は、時間の経過と共にルールが形骸化されることなく、新たな関係者も含めた全員が“策定の目的は退院後に患者が困らないためのもの”という共通認識をもち、同じ方向を目指し事業の展開を促進していくことにある。

当事者のケアマネ、医療機関及び各関係機関が課題を自分達の問題として捉え解決策を考え、皆の合意の上で作成、改訂することが、ルールの定着化に繋がると考える。

地域包括ケアシステム構築の主体となる市町村が事務局を担い、更に地域の特性に沿った改訂・工夫がなされ、より地域に根付いたルールとなることが期待される。

保健所は支援的立場で統括的事務局を担い、2市と各関係機関の調整役を果たしていくことが重要と考える。

### 【参考文献】